

マイナ保険証移行に伴う各種手続きについて

名古屋市職員共済組合

日頃から共済組合の事業運営にご理解とご協力いただきありがとうございます。保険証（組合員証等※1）は令和6年12月2日から発行されなくなり、健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（マイナ保険証※2）による医療機関等の受診を基本とした仕組みに移行します。

移行にあたり従来の手続き内容に一部変更がありますので、皆様にお知らせいたします。

※1 組合員証、組合員被扶養者証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証を含みます。

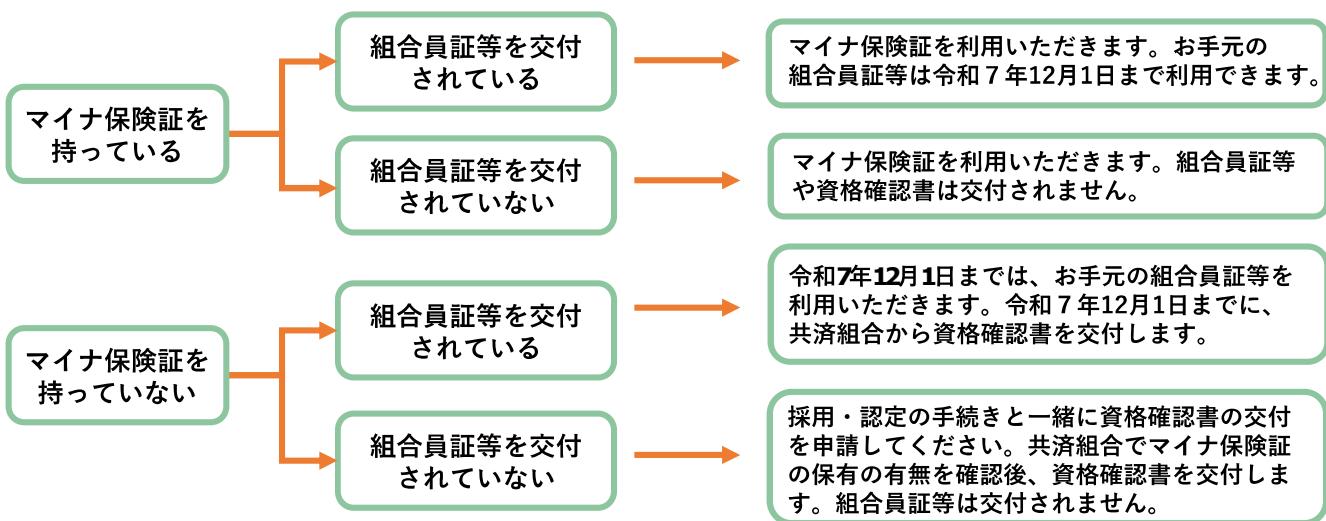
※2 ご自身で利用登録の手続きをしなければ、マイナンバーカードを保有していてもマイナ保険証として医療機関等を受診できません。

資格確認書について

マイナ保険証を保有していない方等に対し、当分の間交付するものです。マイナ保険証や現行の組合員証等と同様に、医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。共済組合では、現行の組合員証等と同様のカード型で発行します。

有効期限は、全員一律に令和11年11月30日までとし、更新の方法については決まり次第ご案内いたします。

① 令和6年12月2日以降の対応について



＼ ご安心ください ／

- お手元にある組合員証等は、令和7年12月1日まで、医療機関等の窓口で提示していただくことで保険診療を受けることができます。
- マイナ保険証を保有していない方には、令和7年12月1日までに共済組合から資格確認書を交付します。

ご注意ください！

- マイナ保険証をお持ちの方に資格確認書は原則**交付できません**。共済組合でマイナ保険証の保有が確認できる場合は、資格確認書の交付申請があつても交付できませんのでご注意ください。
- 現行の組合員証等は令和7年12月1日まで使用できますが、令和6年12月2日以降、紛失・氏名変更等による組合員証等の**再発行はできません**。
- 資格確認書の申請が必要な方、必要でない方については以下のとおりです。

申請が必要な方 (有効な組合員証等を交付されていない方に限ります)

- マイナンバーカードを紛失・盗難等により滅失した方
- マイナンバーカードを更新中の方
- 要配慮者の方（マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある場合等）
→当てはまるかどうかわからない場合は所属担当課を通じて共済組合までご相談ください。

申請が必要でない方（職権により交付される方）

- マイナンバーカードを取得していない、返納した方※1
- マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、利用登録解除された方
- マイナンバーカード、またはマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方※2

※1 マイナンバーカードを返納された方には職権により資格確認書を交付しますが、処理にお時間をいただく可能性があります。すぐに資格確認書が必要な場合は、資格確認書交付申請書で申請していただくことも可能です。

※2 マイナンバーカードには**電子証明書の有効期限があります**。有効期限切れから3か月間はマイナ保険証として使用できるため、当該期間経過後、職権により資格確認書を交付します。ただし、有効期限経過後、更新の意向が無い場合は、資格確認書交付申請書で申請していただくことも可能です。

② 交付・再交付関係の手続きが変わります！

新規資格取得・扶養認定

採用・扶養認定時に提出していただく「個人番号申告票」に、資格確認書発行要否欄を新設しました。交付対象者に該当する場合は、当該発行要否欄にレ点をご記入ください。共済組合でマイナ保険証の保有状況等を確認のうえ、資格確認書を交付します。

氏名変更による届出

氏名を変更した場合は、「組合員氏名変更届」を所属担当課を通してご提出ください。旧氏名が記載された組合員証等や資格確認書等をお持ちの場合は、添付してください。

資格確認書の交付を要する場合は、資格確認書発行要否欄にレ点をご記入ください。共済組合でマイナ保険証の保有状況等を確認のうえ、資格確認書を交付します。

なお、マイナ保険証を保有している場合も届出が必要ですが、マイナンバーカード自体の添付は必要ありません。

紛失・盗難・破損による再交付の届出

①マイナンバーカードを紛失・盗難・破損した場合

マイナンバーカードの紛失、盗難時は、マイナンバーカードの機能を停止させるため、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。あわせて警察に遺失届、盗難届を提出し、その後お住まいの市区町村へ届け出てください。共済組合には、「資格確認書交付申請書」を所属担当課を通してご提出ください（資格確認書の交付後、マイナンバーカードを再交付されたとしても資格確認書の返納は必要ありません。）。なお、組合員証等をお持ちの方は、「資格確認書交付申請書」は提出せず、令和7年12月1日までお手元の組合員証等をご使用ください。

②資格確認書を紛失・盗難・破損した場合

「資格確認書等再交付申請書 滅失届」を所属担当課を通してご提出ください。

なお、再交付の申請時にマイナ保険証を保有している場合は、資格確認書を再交付できません。

③組合員証等を紛失・盗難・破損した場合

組合員証等を紛失等された場合は、「組合員証等滅失届」を所属担当課を通してご提出ください。資格確認書の交付を要する場合は、資格確認書発行要否欄にレ点をご記入ください。共済組合でマイナ保険証の保有状況等を確認のうえ、資格確認書を交付します。

なお、令和6年12月2日より組合員証等は再交付できませんので、マイナ保険証もしくは資格確認書をご使用いただくこととなります。

③ その他お手続きについて

マイナンバーを変更したとき

マイナンバーが変更された場合は、必ず共済組合に新しいマイナンバーを申告してください。申告は、「個人番号申告票（変更）」により所属担当課を通じて行ってください。申告漏れにより、医療機関等の窓口で組合員等資格の確認ができないことがあります。

マイナ保険証の利用解除を申請するとき

すでにマイナンバーカードに健康保険証利用登録をしている方で、利用登録の解除を希望する方は、任意に解除の手続きを行うことができます。利用登録解除を行うと、マイナンバーカードにより医療機関等を受診できなくなる他、受診時には資格確認書や組合員証等の持参が必要です。なお、利用登録を解除した後も、マイナポータル等から再度利用登録の手続きを行うことが可能です。

★申請手続き★

「マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書」を所属担当課を通してご提出ください。健康保険証の利用登録は、毎月25日までに共済組合が受け付けた不備等のない申請書について、受付月の翌月末に解除されます（別途処理が必要な場合を除く）。登録解除後に通知等は行いませんので、ご自身でマイナポータルの「健康保険証利用登録の申込状況」画面をご確認ください。

なお、利用登録解除の申請者には、共済組合から資格確認書を交付します。ただし、有効な組合員証等をお持ちの場合は資格確認書を交付しません。組合員証等をご使用ください。

交付・再交付前に医療機関を受診するとき

資格確認書が交付、再交付されるまでの期間や共済組合に加入した情報が連携されマイナ保険証が使用可能となるまでの期間等に医療機関等を受診する場合は「資格証明書」の交付が可能です。「資格証明書」を医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

★申請手続き★

所属担当課に「名古屋市職員共済組合資格証明書申請書」をご提出ください。所属担当課にて「資格証明書」を交付します。資格証明書の有効期限は5日間です。有効期限経過後は所属担当課に必ず返納してください。

なお、被扶養者の方の資格証明書については、共済組合で被扶養者として認定されている方のみ交付可能です。

④ その他の証の取り扱いについて

高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、標準負担額減額認定証については、取り扱いに変更ありません。

ただし、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関等の窓口でご本人の同意の手続きを行うと、限度額適用認定証の提示不要で自己負担限度額以上の支払いが免除されます。

⑤ 各届出の詳細・様式のダウンロードについて

各届出についての詳細は共済組合ウェブサイト「こんなとき、こんな手続き」をご覧いただくか、所属担当課にご確認ください。各様式は共済組合ウェブサイトにてダウンロードもしくは職場の共済事務担当者からお受け取りください。

⑥ 共済組合宿泊施設利用時の資格確認について

共済組合宿泊施設利用時における、組合員証等に代わる資格確認につきましては以下のとおりです。

①マイナポータルの資格情報画面

②資格確認書

③資格情報のお知らせ^{※1}、資格情報通知書又は①をあらかじめダウンロードしたもの。

※1 令和6年10月に配付した、個人番号下4桁と氏名や組合員番号等の基本情報が記載された書面です。

※2 令和6年12月以降に配付する、氏名や組合員番号等の基本情報が記載された書面で、資格取得時や資格情報のお知らせが配付されなかった組合員等に配付するものです。

詳細は

名古屋市職員共済組合



で検索してください

マイナ保険証への移行に伴う質疑応答集②

○移行関連

Q 1 令和 6 年 12 月 1 日までに発行された組合員証等（組合員証・被扶養者証・任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証）を持っていますが、令和 6 年 12 月 2 日以降組合員証等は医療機関等で使用できなくなりますか。

A 令和 6 年 12 月 1 日までに発行された組合員証等は、経過措置として令和 7 年 12 月 1 日まで今までどおりご使用いただけます。

令和 7 年 12 月 2 日以降はマイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証を保有していない方には、医療機関等の窓口で提示すれば保険診療を受けられる「資格確認書」を令和 7 年 12 月 1 日までに発行します。

Q 1－2 任意継続組合員証等（任意継続組合員被扶養者証を含む）を持っていますが、任意継続組合員証等に記載の有効期限が令和 7 年 12 月 2 日以降の日付になっています。有効期限が到来するまでは任意継続組合員証等を使用できますか。

A 証に記載の有効期限にかかわらず、令和 7 年 12 月 2 日以降は使用できません。

令和 7 年 12 月 2 日以降はマイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証を保有していない方には、医療機関等の窓口で提示すれば保険診療を受けられる「資格確認書」を令和 7 年 12 月 1 日までに発行します。

Q 2 令和 6 年 12 月 2 日に組合員証等が廃止になりますが、何か手続きは必要ですか。

A 特段必要な手続きはありませんが、マイナンバーカードの取得と健康保険証の利用登録をご検討ください。

組合員証等の新規発行・再発行は令和 6 年 12 月 2 日以降行えませんが、お手元にある組合員証等は、令和 7 年 12 月 1 日まで今までどおりご使用いただけますので、廃止後すぐに組合員証等が使えなくなるわけではありません。

また、マイナ保険証を保有していない方を対象に、医療機関等の窓口で提示すれば保険診療を受けられる「資格確認書」を令和 7 年 12 月 1 日までに発行します。

Q 3 令和 6 年 12 月 1 日現在組合員証等を持っていますが、マイナ保険証は保有していないません。令和 7 年 12 月 1 日までは組合員証等を使用できるとのことですが、今後「資格確認書」の交付申請は必要ですか。

A 令和 6 年 12 月 1 日時点で有効な組合員証等をお持ちの方で、マイナ保険証を保有していない方には、令和 7 年 12 月 1 日までに共済組合から「資格確認書」を交付いたしますので、申請は不要です。交付の時期等については、決まり次第ご案内いたします。

Q 4 令和 6 年 12 月 2 日以降に組合員証等を破損・紛失した場合、どうすればいいでしょうか。

A 組合員証等を破損・紛失した場合、マイナ保険証の保有の有無に関わらず、「組合員証等滅失届」を提出してください。マイナ保険証を保有している方には「資格確認書」の交付はできませんので、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付します。資格確認書の交付を要する場合は、「組合員証等滅失届」の資格確認書発行要否欄にレ点をご記入ください。

Q 5 令和 6 年 12 月 2 日以降に氏名変更をした場合、どうすればいいでしょうか。

A マイナ保険証の保有の有無に関わらず、「組合員氏名変更届」を提出してください。

マイナ保険証を保有している方には、「資格確認書」の交付はできませんので、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証を保有していない組合員には、「資格確認書」を交付します。資格確認書の交付を要する場合は、「組合員氏名変更届」の資格確認書発行要否欄にレ点をご記入ください。

Q 6 高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、標準負担額減額認定証の発行も廃止されますか。

A 上記の証については、現行の取り扱いに変更ありません。交付を希望される方は、これまで通り各様式で申請してください（高齢受給者証は申請不要）。

ただし、限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証については、マイナ保険

証で受診し同意の手続きをすれば、紙様式の交付を受けなくても、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までに留めることができるため、申請の必要はありません。

○マイナ保険証関連

Q 7 マイナ保険証とは何ですか。

A マイナ保険証とは、健康保険証を利用登録したマイナンバーカードのことです。

Q 8 マイナンバーカードをマイナ保険証にするにはどうしたらいいですか。

A マイナポータル上でマイナンバーカードに健康保険証の利用登録を行うことで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。また、セブン銀行ATM、医療機関・薬局のカードリーダーからも利用登録が可能です。登録方法の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労省 HP>ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険>マイナンバーカードの健康保険証利用

Q 9 マイナンバーカードの取得や健康保険証の利用登録は義務ですか。

A マイナンバーカードや健康保険証の利用登録は、個人の申請・登録に基づくものであるため、取得・登録は義務ではありません。

Q 10 マイナ保険証にはどのようなメリットがありますか。

A マイナ保険証を利用することで「医療費を節約できる」「急にかかった医療機関でも普段飲んでいるお薬の履歴や受けている治療を基に受診することができる」「限度額適用認定証がなくても高額療養費の限度額を超える支払が免除される」などのメリットがあります。メリットの詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労省 HP>ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険>マイナンバーカードの健康保険証利用

Q11 マイナ保険証の利用登録を解除したいときはどうすればいいですか。

A 利用登録の解除を希望する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書」により解除申請を行ってください。解除対象者が有効な組合員証等を有していない場合は、資格確認書を交付します。

なお、マイナ保険証の利用登録解除には、2か月ほどがかかります。登録解除後に通知等は行いませんので、ご自身でマイナポータルの「健康保険証利用登録の申込状況」画面をご確認ください。

Q12 自身の健康保険証情報が正しく登録されているかを確認する方法はありますか。

A お手持ちのPCやスマートフォンで「マイナポータル」にログインすることでご確認いただけます。

なお、マイナポータルの対応端末を所持していない場合は、以下のいずれかの方法で健康保険証情報を確認できます。

- ・ご家族の方等が所持している対応端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認
- ・ご自分が加入している保険者（名古屋市職員共済組合）に確認 ※所属担当課を通してご確認ください。
- ・市区町村が用意している端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認 ※端末の設置状況は市区町村によって異なります。

Q13 医療機関等でのオンライン資格確認やマイナポータルの健康保険証情報画面で、別人の情報が表示されたらどこに連絡すればいいですか。

A 万が一別の方の情報が表示された場合は、以下いずれかにご連絡をお願いいたします。

- ・名古屋市職員共済組合短期給付係（052-972-2158）
- ・国民向けマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）

Q14 マイナンバーカードの暗証番号がロックされた場合、健康保険証として利用できますか。

A 医療機関等でマイナ保険証として利用する場合、顔認証付きカードリーダーでの顔認証で本人確認が可能ですので、健康保険証としてご利用いただけます。ただし、その他の機能が使用できない場合がありますので、住民票のある市区町村窓口でパスワードの再設定を行ってください。

Q15 マイナ保険証に有効期限はありますか。

A マイナ保険証に有効期限はなく、健康保険の資格を喪失するまでご使用いただけます。ただし、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書には有効期限があります。有効期限が切れるとマイナ保険証が使用できなくなりますので、住民票のある市区町村窓口で更新手続きを行ってください。

Q16 マイナンバーカードを更新した場合、マイナ保険証として使用するには再度健康保険証の利用登録が必要ですか。

A 改めてマイナンバーカードへの健康保険証の利用登録をする必要はありません。

Q17 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限や、マイナンバーカード本体の有効期限が切れて更新しなかった場合、どうすればいいですか。

A 共済組合が「資格確認書」を申請によらず交付します。電子証明書の有効期限切れの場合、有効期限切れから3か月間はマイナ保険証として利用できるため、当該期間経過後に資格確認書を交付します。また、電子証明書の有効期限が切れた場合、有効期限切れから3か月間経過する前であっても、今後マイナ保険証を利用する意向がない場合は、「資格確認書交付申請書」による申請により、「資格確認書」を交付することも可能です。

Q18 どの医療機関等でもマイナ保険証を使用できますか。

A 原則すべての医療機関・薬局においてカードリーダーを設置し、マイナ保険証を受け付けることが義務化されています。

医療機関・薬局でマイナ保険証が利用できなかった場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

デジタル庁から厚生労働省に情報が提供され、厚生労働省において事実関係の確認が実施されます。

○R6 12 2 以降の取り扱い

Q19 資格取得の届出をしましたが、マイナ保険証はいつから利用できますか。

A 新規で資格取得届書を提出する場合の目安として、所属所は共済組合へ5開庁日以内に届書を提出し、共済組合は所属所から届出を受けた時点から5開庁日以内にマイナ保険証を利用できるよう処理を行います。マイナ保険証を利用できるかどうかは、マイナポータルでご確認いただけます。また、「資格情報通知書」を配付後はマイナ保険証を利用することができます。

なお、上記日数は目安です。届出書に個人番号申告票の添付がない場合や、その添付書類漏れ等がある場合は、上記以上に日数が必要です。

※ 被扶養者申告の場合は、資格取得届書を被扶養者申告書と読み替えてください。

Q20 マイナ保険証を紛失している間に医療機関等を受診したいのですが、組合員証等を交付されません。どうすればいいですか。

A マイナ保険証を紛失等した際に医療機関等を受診する場合は「資格確認書」が必要になりますので、「資格確認書交付申請書」により申請してください。共済組合から「資格確認書」を交付します。

また、マイナンバーカードの再交付申請は市区町村の窓口で行っていただくことになりますが、マイナンバーカードが再交付された場合はマイナンバーが変更されますので、共済組合に「個人番号申告票（変更）」を提出してください。

マイナンバーカードが再交付された後にマイナ保険証として利用する場合は、再度マイナ保険証の利用登録が必要になります（資格確認書は返納不要）。

Q21 令和6年12月2日以降の、医療機関等の受診方法を教えてください。

A 令和6年12月2日以降の医療機関等の受診方法は、以下のとおりになります。

医療機関等への受診方法	令和6年	令和7年	令和8年
組合員証等	12/2 証発行廃止	12/1 経過措置終了	令和7年12月2日以降は、組合員証等で医療機関を受診することはできません。
マイナ保険証			
マイナ保険証 + 資格情報通知書 (資格情報のお知らせ)		医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証と資格情報通知書(資格情報のお知らせ)を併せて提示することで受診できるようになります。	
資格確認書 (マイナ保険証を保有していない方)			

Q22 各種証を紛失・破損した場合の届出方法を教えてください

A マイナ保険証等を紛失（必ず警察に連絡）・破損したときは、次のとおりお取り扱いください。

なお、共済組合への届出は所属所（勤務先）を経由して行ってください。

マイナンバーカードの再交付は、住民票のある市区町村窓口に再交付申請をする必要があります。マイナンバーカードの再交付に伴い、マイナンバーが変更された場合は、「個人番号申告票（変更）」を提出してください。

保有しているもの	紛失・破損したもの	手続き（届出・申請書類）
組合員証※のみ	組合員証※	組合員証等滅失届 ※マイナ保険証を保有していない場合は、資格確認書を交付します
組合員証※及びマイナ保険証	組合員証※	組合員証等滅失届 ※資格確認書は交付されません。 マイナ保険証をご利用ください。
	マイナンバーカード	令和7年12月1日までは組合員証※をご利用ください
マイナ保険証のみ	マイナンバーカード	資格確認書交付申請書
資格確認書のみ	資格確認書	資格確認書等再交付・滅失届
高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証	高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証	資格確認書等再交付・滅失届

※組合員被扶養者証、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証を含みます

○「資格情報のお知らせ」「資格情報通知書」「資格確認書」

Q23 「資格情報のお知らせ」、「資格情報通知書」、「資格確認書」とは何ですか。

A 「資格情報のお知らせ」及び「資格情報通知書」は、被保険者（組合員・被扶養者）の基本情報（氏名や被保険者番号等）が記載されており、ご自身の資格情報を簡易に把握していただくためにお配りするものです。また、医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合に、マイナ保険証と併せて提示することで受診できるようになります。

「資格情報のお知らせ」は、書面内に個人番号下4桁を含み、令和6年8月3日以前に共済組合での情報連携が完了したすべての組合員・被扶養者に令和6年10月に配付しました。

「資格情報通知書」は、書面内に個人番号下4桁を含まず、令和6年8月4日以降に共済組合での情報連携が完了したすべての組合員・被扶養者に令和6年12月以降随時配付します。また、今後資格取得等により新たに情報連携が完了したすべての組合員・被扶養者に配付します。

「資格確認書」は、マイナ保険証を保有していない方が、医療機関等を受診するためには交付するものです。

Q24 「資格情報のお知らせ」または「資格情報通知書」は再発行できますか。

A 「資格情報のお知らせ」及び「資格情報通知書」は原則再発行できません。資格情報はマイナポータルでご確認ください。ただし、マイナポータルにより資格情報の取得ができない場合で、「資格確認書」の交付を受けていない方は、「資格情報通知書」の再発行をすることができます。「資格情報通知書再交付申請書」により申請をしてください。

Q25 「資格情報のお知らせ」または「資格情報通知書」で医療機関等の受診ができますか。

A 「資格情報のお知らせ」または「資格情報通知書」のみでは医療機関等を受診できません。医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合に、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。なお、同様の場合においてマイナ保険証とマイナポータルの資格情報画面と一緒に提示することでも受診可能です。

Q26 「資格情報のお知らせ」または「資格情報通知書」の配付対象者は組合員のみですか。

A 組合員及び被扶養者が配付対象者です。

Q27 共済組合にマイナンバーを提出していませんが、なぜ「資格情報のお知らせ」にマイナンバーアイド下4桁が記載されているのですか。

A 共済組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第14条第2項の規定により、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）よりマイナンバーを取得しております。

令和6年10月に配付した「資格情報のお知らせ」は、総務省により、個人番号の提出を拒否された方についても送付が必要であるとされています。

Q28 「資格確認書」は、どのような様式ですか。

A 令和6年11月までに発行した組合員証等と同様の大きさのプラスチック製カードで、黄緑色です。

Q29 マイナ保険証を保有していますが、「資格確認書」は交付されますか。

A マイナ保険証を保有されている方には、「資格確認書」を交付することはできません。マイナ保険証をご利用ください。

ただし、マイナ保険証を保有している方であっても、マイナ保険証での受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）の方には、「資格確認書」を交付することができます。要配慮者の方で「資格確認書」が必要な場合は、「資格確認書交付申請書」により申請してください。

Q30 マイナンバーカードを保有していますが、マイナ保険証の利用登録をしていません。「資格確認書」は交付されますか。

A マイナンバーカードを保有していても健康保険証の利用登録をしていない方には、「資格確認書」を交付します。

Q31 「資格確認書」が交付されたあとに、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしました。「資格確認書」を返納する必要がありますか。

A この場合、「資格確認書」を返納する必要はありません。ただし、「資格確認書」の有効期限が切れる際にマイナ保険証を保有している場合、更新後の「資格確認書」は交付されません。

Q32 「資格確認書」の有効期限はいつまでですか。

A 全員一律に令和 11 年 11 月 30 日までです。更新の方法については、決まり次第ご案内いたします。